

JIS

ファンコンベクタ

JIS A 4007-1995

(2006 確認)

平成 20 年 3 月 20 日付け追補 1 あり

平成 7 年 2 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和51.2.1 改正：平成7.2.1

官報公示：平成7.2.1

原案作成協力者：日本暖房機器工業会

審議部会：日本工業標準調査会 建築部会（部会長 岸谷 孝一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

ファンコンベクタ

A 4007-1995

Fan convector

1. 適用範囲 この規格は、定格暖房能力35 kW以下で、工場で加熱コイル及び送風機を一体に組み立てた完成品で、空気を直接室内に吹き出すか、又は静圧損失100 Pa以下のダクトが施工できる暖房機で、温度100 °C、圧力⁽¹⁾ 0.5 MPa以下の温水、又は蒸気圧力0.2 MPa以下の蒸気を使用するファンコンベクタについて規定する。

ここでいうファンコンベクタとは、暖房を必要とする室内などに設置し、外部から配管を通じて温水又は蒸気の供給を受けて、暖房を行う機器で、熱源部をもたないものをいう。

注⁽¹⁾ この規格で用いる圧力は、絶対圧力と表記してあるものを除き、すべてゲージ圧力とする。

備考 この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- (1) **公称設定位置** 可変回転速度をもつファンコンベクタにおいて、製造業者が標準とする送風機回転速度を出し得るスイッチなど風量調節器の設定位置をいう。
- (2) **定格風量** ファンコンベクタを表5の条件において、8.1の方法によって運転したとき、ファンコンベクタから吹き出される風量、又は吸い込まれる風量を、標準空気状態に換算した風量で表したもので、10の規定によって表示したものをいう。
- (3) **定格消費電力** ファンコンベクタを表5の条件において、8.2の方法によって運転したときの消費電力で、10の規定によって表示したものをいう。
- (4) **定格暖房能力** ファンコンベクタを表4の条件において、8.3の方法によって運転したときの加熱能力で、10の規定によって表示したものをいう。
- (5) **定格通水量** 温水用ファンコンベクタにおいて、定格暖房能力から、表4の中の温度降下の値：10 Kを水温降下として換算した水量で、10の規定によって表示したものをいう。
- (6) **定格通水抵抗** 温水用ファンコンベクタに定格通水量を通水し、3.4の方法によって測定したときの通水抵抗で、10の規定によって表示したものをいう。
- (7) **表示機外静圧** 機外静圧を表示するダクト接続形のファンコンベクタにおいて、定格風量時に得られる機外静圧で、10の規定によって表示したものをいう。

備考 “定格”とは、表示値をいう。

3. 種類 ファンコンベクタの種類は、表1の区分の組合せによる。